第11回 参与との意見交換会

# 消費者教育推進会議の取りまとめについて 

平成27年4月6日

消費者教育•地方協力課長
植 田 広 信

## 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月5日）について

## 1 推進会議における検討状況と推進会議取りまとめの性格

－平成24年12月，「消費者教育の推進に関する法律」が施行され，法に基 づき，消費者教育推進会議が設置。
－第1回会議から第4回会議は，「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について検討し，平成26年6月28日閣議決定。
－第5回会議から第9回会議には，基本方針で「今後解決すべき課題」とされ たテーマについて，3つの小委員会を設置して検討。
－推進会議取りまとめは，3つの小委員会の議論を基に，今後の消費者教育の推進についての考えや提案，消費者教育の担い手への期待を，会議として取りまとめたもの。別途3つの小委員会ごとに取りまとめを公表。

## 【これまでの消費者教育】

消費者一人一人が，正しく，適切な情報を基に，自分自身のために合理的選択 を実践し，被害に遭わない，豊かな生活を送ることを基本とする，自立支援のた めの教育


消費者教育推進法 （平成24年12月施行）

【推進法で視野の広がった消費者教育】
－個人として自立しているだけでなく，消費者が社会の一員として行動することも「消費者の自立」の要素
－消費者一人一人が，「自分は被害に遭わない，自分は大丈夫」と考えるだけで なく，「消費生活に関する問題は，自分だけでなく社会の問題」と理解し実践して いくこと

## 取りまとめの概要：（2）消費者の行動例

## 【消費者市民社会における消費者の行動の特徴】

- 自ら収集し，理解し，実践する
- 身近な周囲の人にも情報提供やサポートを行い，その実践を促す
- 課題解決に向けて，社会（行政機関，団体，事業者等）に㗢きかける


## 【具体的行動例】

## 商唱等の安全

－商品のラベルをよく読み，より安全•安心な商品を選択する。
－説明書をよく読んで使用する。周 りの人が誤った使い方をしていれ ば注意する。
－安全性に疑問がある場合には，事業者に質問し，トラブルが発生し た場合に情報提供し，原因を確認 するとともに，再発防止を要請する。

生活の管理と契約

- 収入水準に見合った支出を行う。
- 環境や社会に配慮した商品や サービスを選択する。
－消費者のための制度（クーリン グ・オフ等）について理解するととも に，高齢者の見守り活動に参加す る。
－自分の人生のプランを作成し，そ の資金計画を考える。


## 情報とメディア

－商品情報（パンフレット，広告等），市町村や消費生活センタ一などの発信する消費者情報，被害情報等 を収集するように努め，それらを ソーシャルメディアなどを活用して発信•共有する。
－消費が環境や社会経済に与える影響に関する情報に関心を持ち，情報の収集•検討•発信を主体的 に行う。

## 取りまとめの概要：（3）多様な担い手による消費者教育の実践に向けた提案

消費者教育の担い手向けナビゲーション
－「消費者教育の担い手ナビゲーション」 の活用

消費者教育の担い手（教育関係者，消費生活相談員，消費者団体，事業者•事業者団体等）が消費者教育の対象に対してどのようなことを教える かといった観点から消費者教育事例 を示したもの。学校関係については学習指導要領との関係も明示。
－消費者教育ポータルサイトの活用
様々な消費者教育の教材等を収集し て掲載しているポータルサイト（消費者庁が開設）の充実，活用の拡大
－消費者教育に関する「プロジェクト」の実施

消費生活に関する情報や消費者教育に関心の薄い層に向けた情報発信

## 取りまとめの概要：（4）地域における多様な主体の連携•協働への提言

－消費者教育の拠点としての消費生活センターに期待される6つの機能
①消費者教育への関心の輪を広げる （消費生活に関する情報に無関心な層への働きかけを行う）
②消費者教育を自ら企画•実施する
（教材の開発，消費生活講座等を行う）
③ 消費者教育の実施を働きかける
（学校，福祉団体などでの出前講座等の実施 を働きかける）
（4）消費者教育の関係者をつなぐ
（地方公共団体内，地域内の関係者とのパイ プ役になる）
⑤ 消費者教育の担い手を育てる
（サポータ一養成講座などを行う）
（6）自主学習•交流•情報発信の場を提供する （自主学習のための教材提供，交流のための スペースの確保を行う）
－地域の連携•協働を担うコ一ディネーターの育成地方公共団体において，職員や元職員，消費生活相談員，消費者団体やNPOの一員として活動する者や学校関係者，社会教育主事等の社会教育関係者からコ一ディネーターを育成。国民生活センターにおけるコ一ディネーター養成講座の実施。

2．消費者教育を自ら企画•実施する $(1)$


## 取りまとめの概要：（5）消費者市民社会の形成に参画する多様な主体の活動への期待

－消費者・サポーター
消費生活に関する知識の習得•情報収集。
消費生活に関する問題を，「自分は被害に遭わない，自分は大丈夫」と考えるのみならず，「消費生活に関する問題は，自分だ けではなく社会の問題」と捉え，周囲に働きかける。見守り役や，地域のコミュニティ，ネットワークにも積極的に参加。
－学校教育関係者
小•中•高等学校の学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の充実を反映した授業を実施。
－大学等関係者
入学時から卒業までの段階的な，自立を支援する消費者教育 の実施。
大学生等が，ボランティアや研究活動の一環として，自ら見守り などの活動に参加，サークル等で地産地消，フェアトレードや倫理的消費について実践する。
－社会教育関係者等
社会教育主事等が地域に置けるコーディネーターの役割を担う。
－消費者団体
学校，地域，家庭，職域その他の様々な場において行われる消費者教育へ協力，教材の開発，出前講座やサポーター養成講座等を実施する。
見守りネットワークの中で，消費生活分野に関する連絡•調整 を行うなどの中心的な役割を担う。
－福祉団体•福祉関係者のネットワーク
既存の見守りネットワーク等の中で，消費者行政担当部局や消費生活センターとの連携により消費生活に関する情報も共有し， ネットワーク参加者による消費者教育の効果的な推進の仕組 みの構築。

## －事業者•事業者団体

見守り対象者である高齢者等宅を頻繁に訪問する機会のある事業者が，見守りのネットワークに参加し，訪問の機会に見守 る。
消費者からの質問•情報提供や消費者と事業者との対話から生まれた環境面や安全面での事業の改善等に関する情報を より積極的に消費者に伝達する。
従業員に対する教育，地域において，生きた事例を使った消費者教育を実践。
－行政
消費者行政の中で消費者教育とその他の分野の間の連携，福祉，教育，環境，産業振興行政等との横の連携強化。地方消費者行政推進交付金を最大限活用し，地域における連携•協働や，消費生活センターの機能の充実•強化，コーディ ネーターの育成•配置など，その他の地域のモデルとなる事業 の実施。
都道府県と市町村との連携•協働を強化。

## 次期推進会議が検討すべきテ—マ

（1）家庭や地域における子どもの消費者教育
（2）初等中等教育（小学校•中学校•高等学校）における消費者教育
（3）大学等における消費者教育
（4）社会教育との連携
（5）消費者の自主学習への取組支援
⑥ 消費生活に関連する教育（環境教育，食育，国際理解教育等）との連携
（7）事業者•事業者団体の消費者市民社会の形成への参画
（8）福祉団体•福祉関係者との連携

本別紙3「消費者市民社会における消費者の行動（例）」は，消費者市民社会における消費者の行動例を「消費者養育の体系イメージマップ」を基に示 したものである。「イメージマップ」の重点領域の一つに掲げられた「消費者市民社会の構築」は，他の重点領域（商品等の安全，生活の管理と契約，情報とメディア）の基盤となる重要性を持つと同時に，他の領域における具体的行動を通じて消費者市民社会における消費者像がより具体的に浮かび上がる ことから，消費者一人一人が，「消費者市民社会の構築」に向けて，消費者教育の重点領域において，実生活でどのような行動を取るかをまとめている。

|  | 消費者教育の重点領域 | 消費者の行動（例） |
| :---: | :---: | :---: |
| 商品等の安全 | 商品安全の理解と危険を回避する能力 <br> 商品等やサービスの情報収集に努め，内在 する危険を予見し，安全性に関する表示等 を確認し，危険を回避できる力 | ○商品のラベル・説明書をよく読んで，商品のリスクについても注意する。分からなければ，事業者に問い合わせ，商品の使用方法を守る。周囲の人が誤った商品の使い方をしていること を知った際には，注意を促す。 <br> ○使用している商品については定期的に点検する。事故情報，回収情報等を入手した場合に は，周囲の消費者（家族，友人，近所，職場など）に知らせたり，また，消費生活センターや消費者団体にも知らせたりする。 |
|  | トラブル対応能力 | －トラブルが発生した場合に備え，相談機関やその連絡先を調べておく。 ○商品やサービスについての気付きの事項や改善要望を事業者に連絡する。 ○安全性に疑問がある場合には事業者に質問し，万一，トラブルが発生した場合には，事実や証拠となるものを記録，保存し，トラブルに関する情報を当該企業に提供し，原因の確認を依頼するとともに，再発防止と改善要請を行う。また，当該トラブルに対する情報を消費生活セ シターや消費者団体にも知らせる。 |
| 生活の管理と契約 |  | ○契約書及び制度（クーリング・オフ等）の理解と契約書の保存に努め，必要に応じて制度の利用などを実行する。 <br> ○納得のいかない，理解のできない請求•契約には対応せず，身近な人や消費生活センターに相談する。 <br> ○悪質な事業者の手口に関する情報を入手した際には，周囲の消費者（家族，友人，近所，職場など）に広め，注意を促すとともに，消費生活センターや消費者団体にも知らせる。 |
|  | 選択し，契約することへの理解と考える態度 | ○契約の様々な形態（口頭契約，支払い方法（前払い，後払い，即時払い），販売方法（無店舗，通信，訪問））及び制度（クーリング・オフ等）について理解する。 <br> ○契約トラブルに関する事例を周囲の消費者（家族，友人，近所，職場など）に伝え，注意を促すとともに，消費生活センターや消費者団体にも知らせる。 |
|  | 生活を設計•管理する能力 | －身近な環境問題（節電，ごみの減量，ごみの分類，エコバッグの持参，包装の少ない商品の購入，修理，リサイクル等）に取り組む。 <br> ○環境や社会に配慮された商品やサービスを選択する（地産地消を心掛ける，フェアトレード商品の購入，オーガニック商品の購入，倫理的（エシカル）な商品の購入，寄付付き商品• サービスの購入，環境保護や社会貢献活動に熱心な事業者の商品・サービスの購入）。 <br> ○生活様式の見直しをする。収入水準に見合った支出に努める。 <br> ○不公正な事業者との取引はしない。 <br> ○エネルギーの節約など，日常の消費生活における省資源，省エネルギー等，環境に配慮した行動をとる。 |
| 情報とメディア | 情報の収集•処理•発信能力 | ○商品情報（パンフレット，広告等），市町村や消費生活センターなどの発信する消費者情報，被害情報等を収集するように努め，またそれらをソーシャルメディアなどを活用して発信•共有する。 <br> ○消費が環境や社会経済に与える影響に関する情報に関心を持ち，情報の収集•検討•発信を主体的に行う。 |
|  | 情報社会のルールや情報モラルの理解 | ○コンピューター，スマートフォンなど情報機器の活用方法•利便性について理解するととも に，その問題点についても理解する。 <br> ○情報の発信及び受信のルールやマナーを理解，実践し，周囲の消費者（家族，友人，近所，職場など）に対しても適切な使い方を教える。不適切な利用があった場合には，改善を促す。 ○著作権法や個人情報保護法等の法令を理解し，周囲の消費者（家族，友人，近所，職場な ど）の個人情報の不適切な利用に対しては，注意喚起•改善を促すとともに，事業者に対して問い合わせ，消費生活センターや消費者団体，行政機関へ連絡する。 <br> ○ソーシャルメディアのトラブル事例などを周囲の消費者（家族，友人，近所，職場など）に紹介し，注意を促す。 |
|  | 消費生活情報に対する批判的思考 | ○疑問に思ったら情報を調べる。調べて学んだことを自らの生活に活かすとともに，周囲の消費者に伝える。 <br> ○生活に必要な物品の選定に際し，コマーシャル等には踊らされないようにする。 <br> ○消費生活に関する講座，研修会，講演会，イベント，交流会などに参加する。 <br> ○社会貢献やボランティア活動（消費生活サポーターへの登録，高齢者の見守り活動など）に参加する。 <br> ○消費生活に関するモニター調査やシンポジウムに参加したり，パブリックコメントを提出し たりする。 <br> ○身の回りの消費者の相談，ニーズ，トラブルなどの情報を消費生活センター，消費者団体に連絡するとともに，消費生活センターの持つ情報を周囲の消費者（家族•友人•近所•職場な ど）に広める。 |

## 消費者教育の担い手向けナビゲーション

○「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年 12 月施行）では，消費者教育として，「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」が盛り込まれている。

○この「消費者教育の担い手向けナビゲーション」は，消費者教育の担い手である教育関係者，消費生活相談員，消費者団体，事業者•事業者団体，消費者等が，消費者市民社会に関連した上述の消費者教育を実施していく際の手掛かりとなることを目指し，「地方公共団体における消費者教育の事例集」（平成 25 年 6 月消費者庁），本小委員会委員による事例紹介等に基づきつつ作成したものである。

○ナビゲーションのシステムとしては，自分の立場（あなたは？），相手の立場（誰に？）を選択すると，それが「消費者教育の体系イメージマップ」（以下「イメージマッ プ」という。＊1）のどこに当たるかが分かり，そして参考となる消費者教育事例にたどり着くというものである。

■消費者教育事例は，「消費者市民社会の形成に参画」という観点でピックアップしたものである。テーマ名とともに，その特長・ポイントを示しており，別紙 4－2の「消費者市民育成プログラム（実践事例集）」のプログラム番号を付している。
■ 実践を重視するといら消費者教育の特徴を踏まえれば，様々な主体との連携が有意義であり，協力が考えられる主体について明記した。
■保育士，幼稚園教諭，小学校教諭等向けシートについては，学習指導要領等の記述を例示している。保育士及び教諭は，消費者教育の充実を図るため，各教科等の指導計画の作成に当たり，本ナビゲーションを基にイメージマップの記述を参照することが考えられる。なお，総合的な学習の時間など例示されていない教科等において，当該教科等の特性を踏まえつつ，消費生活を題材とした学習活動に取り組むことも考えられる。
■消費者教育の推進には，消費者教育の担い手の育成が重要であることから，消費生活相談員等による担い手の育成のためのナビゲーションも示した。
平成 27 年度には，地方消費者行政推進交付金における国と地方の連携による先駆的プログラム $(* 2)$ を利用してモデル事業を実施するなどにより，充実を図っていただきた い。
＊1消費者教育の体系イメージマップとは，消費者教育の内容について，多様な担い手が共通認識を作る材料となることを目指し，どのような時期に，どのような内容を身に付けていくことが求められる のかを一覧できることを目指したもの（平成 25 年 1 月公表）
＊2地方消費者行政推進交付金における国と地方の連携による先駆的プログラムとは，国全体の消費者行政を前に進めていくため，消費者を取り巻く様々な課題についての先駆的なテーマを国から提案 し，地方自治体と問題意識を共有して「現場」での実証•実験を行い，その成果の全国的な波及•展開につなげていくもの。
＊3 図中の実線は教科とその学習指導要領の内容を結んだもの，点線は，関連する項目であることを示したもの。


## 消費者教育事例



## 消費者教育事例

テーマ・概要 特長・ポイント
連携する主体




## 消費者教育事例



消費をめぐる物と金銭 の流れを考えよう

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき，物の使い方な どをエ夫しよう

身近な消費者問題に目 を向けよう



教育担当者（教職員•PTA•教交委 $\underbrace{\substack{\text { 員会）} \\ \text { 談員 }}}$


## 消費者教育事例


＜高等生期＞

## 現代社会（2）現代社会と人間としての在り方生き方 <br> エ現代の経済社会と経斎活䡃の在り方

政•租税，金融について理解を深めさせ，経済成長や景気変動と国民福祉の向上の開連について考察させる。また，雇用，労働問題，社会保障について理解を深めさ せるとともに，個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。現代社会（3）共に生きる社会を目指して
続可能な社会の形須を㴏画するという観点から課題を探究する活動を通して，現代社会に対する理解を深めさせるとともに，現代に生きる人間としての在り方生き政治•経済（2）現代の経済
ア現代経斎の仕組みと特贊
経済活動のの意義，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限思，物価の動き，経済成長と景気变動，財政の代組みと働き及び租税の意義と役帮，金融の仕組みと働きについて理解させ，現代経済の特質 について把握させ 1 国民経済と国際経済
貿易の意義，為替相場や国際収支の仕組み，国際朝調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ，グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ，国際経済における日本の役割について考察させる。

家庭基碮（2）生活の自立及び消費と環境
エ消費生活と生涯を見通した経济の計画
消費生活の現状と詸題や消費者の権利と責任について理解させ，適切な意思決定に基ついて行動できるようにするとともた，生涯を見通した生活における経済の管理 や計画について考えることができるようにする。
家庭総合（3）生活における経済の計画と消費
ア生活における経済の計画
生活と社会とのかかわりについて理解させ，生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる

体的に判断できるようにする。
ウ 消費者の権利と責任
消費生活の現状と課題，消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ
消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。
生活デザイン（2）消費や環境に醵したライフスタイルの雐立消費生活の現状と課題や消費者の権利と責
基ついて行動できるようにするとともに，生浣ついて理解させ，適切な意思決定に や計画について考えることができるようにする。

## 第1 社会と情報

（3）情報社会の課題とモラル
ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題
報報化が社会に及ぼす影響を理解させると共に，望ましい情報社会のありかたと情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。


## イメージマップとの関係



- 消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
- 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき，物の使い方などを エ夫しよう
－身近な消費者問題に目を向けよう


## （中学生期）

- 消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
- 消費者生活が環境に与える影響を考え，環境に配慮した生活を実践しよう
－身近な消費者問題及び社会課題の解決や，公正な社会の形成につ いて考えよう


## （高校生期）

- 生産•流通•消費•廃棄が環境，経済や社会に与える影響を考えよ
- う 持続可能な社会を目指して，ライフスタイルを考えよう
- 身近な消費者問題及び社会課題の解決や，公正な社会の形成に協働 して取り組むことの重要性を理解しよう
（成人期〈特に若者〉）
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済，社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう
- 持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
- 消費者問題その他の社会課題の解決や，公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう
（成人期〈成人一般〉）
－生産•流通•消費•廃葉が環境，経済，社会に与える影響に配慮し て行動しよう
- 持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
- 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し，公正 な社会をつくろう


## （成人期〈特に高齢者〉）

－消費者の行動が環境，経済，社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう

- 持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
- 支えあいながら協働して消費者問題その他の社会的課題を解決し，公正な社会を作ろう

－消費をめぐる物と金鐖の流れを考えよう
自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき，物の使い方などを エ夫しよう
－身近な消費者問題に目を向けよう


## （中学生期）

- 消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
- 消費者生活が環境に与える影響を考え，環境に配慮した生活を実践しよう
－身近な消費者問題及び社会課題の解決や，公正な社会の形成につ いて考えよう
（高校生期）
- 生産•流通•消費•廃棄が環境，経済や社会に与える影響を考えよ
- 持続可能な社会を目指して，ライフスタイルを考えよう
- 持続可能な社会を目指して，ご近な消費者問題及び社会課題の解決や，公正な社会の形成に協働 して取り組むことの重要性を理解しよう
（成人期〈特に若者〉）
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済，社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう
- 持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
- 消費者問題その他の社会課題の解決や，公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう
(成人期 < 成人一般 > )
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済，社会に与える影響に配慮し
て行動しよう
持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
－地域や職場で協動して消費者問題その他の社会課題を解決し，公正 な社会をつくろう


## （成人期〈特に高齢者〉）

－消費者の行動が環境，経済，社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
支えあいながら協動して消費者問題その他の社会的課題を解決し，公正な社会を作るう

## 消費者教育事例




## （小学生期）

－消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき，物の使い方などを エ夫しよう
身近な消費者問題に目を向けよう

## （中学生期）

－消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
消費者生活が環境に与える影響を考え，環境に配慮した生活を実
践しょう いて考えよう

高校生期）
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済や社会に与える影響を考えよ


- 持結可能な社会を目指して，ライフスタイルを考えよう
- 身近な消費者問題及び社会課題の解決や，公正な社会の形成に協働 して取り組むことの重要性を理解しよう
（成人期〈特に若者〉）
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済，社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう
－持綕可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
消費者問題その他の社会課題の解決や，公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう
(成人期 < 成人一般〉)
－生産•流通•消費•廃棄が環境，経済，社会に与える影響に配慮し て行動しよう
－持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
地域や職場で劦働して消費者問題その他の社会課題を解決し，公正 な社会をつくろう


## （成人期く特に高齢者〉）

－消費者の行動が環境，経済，社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう

- 持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
- 支えあいながら協働して消費者問題その他の社会的課題を解決し，公正な社会を作ろう
消費生活センターの消費者教育の拠点化に向けて


## 消費者教育の拠点としての消費生活センターに期待される6つの機能

1．消費者教育への関心の輪を広げる
2．消費者教育を自ら企画•実施する
3．消費者教育の実施を働き掛ける
4．消費者教育の関係者をつなぐ
5．消費者教育の担い手を育てる
6．自主学習•交流•情報発信の場を提供する

## 都道府県，市区町村（人口規模別）で実施されている事例＊を6つの機能に分類

＊本資料で取り上げた事例については，消費者教育推進会議，地域連携推進小委員会でのヒアリングによる紹介事例，地方公共団体への協力依頼による回答及び「地方公共団体における消費者教育の事例集」（平成25年6月。消費者庁）から消費者庁が抜粋したもの（事例中の地方公共団体名に※を付した事例）。

1．消費者教育への関心の輪を広げる（1）


## 政令指定都市

## 愛知県名古屋市 <br> 【イベント】 <br> ○消費生活フェアの開催（「みんなでつくろう消費者市民社会」） <br> 【体験】 <br> ○中学生を対象とした職場体験

※北海道札幌市
【体験テスト】
○簡易テストを取り入れた「体験テスト講座」 を，消費者センターにおいて実施
一般市民に広く案内して開催する募集型 と受講団体からの依頼に応じて開催する依頼型の2形態での講座開設
一般社団法人札幌消費者協会の啓発指導員に講師を依頼して開催

京都府京都市
○「コンシューマーフェスティバル」の開催
－消費者教育推進の機運を高めるとともに，市民の消費者力の向上を図るため，消費生活 に係る情報の発信，行政，消費者団体等の取組の紹介，年齢階層に応じた消費生活に関する学習機会を提供するための参加型イ ベントを開催（ステージ企画，ブース展示，パ ネル展示）

## 市区町村（5万人以上）

※福島県郡山市（人口 33.8 万人）
【外部講師と連携した出前講座】
○教育委員会の事業で登録している教員の中 から講師を選定。同教員は消費生活セン ターに関する周知を行うなど，関心のない市民への働き掛けを実施
※岡山県倉敷市（人口 47.5 万人）
【イベント】
○『くらしと消費生活展』を開催啓発グッズや，パネル，手作り作品等の展示を始め，リサイクル手作り体験コ一 ナーを設けたり，手作り商品を販売
○「消費生活学級連絡協議会」を設置 －消費知識習得のための学習•研修会， せっけんの手作りなどの実習，マイバッグ や地産地消などの普及啓発活動等を企画し，積極的に自主活動に取り組むとと もに地域で開催されるイベントへの参加 や婦人会•環境団体と連携し活動するな ど，地域に密着した地道な活動を展開

## .

$$
1
$$

市区町村（5万人未満）
埼玉県三芳町（人口 3.8 万人）
【身の回りの品】
○消費生活啓発用グッズの作成•配布
－一般•高齢者，小•中学生，幼児•保護者対象
※北海道留萌市（人口 2.4 万人）
【大型店舗内への啓発コーナーの設置】
○市民への啓発に加え，新たに採用した消
費生活相談員の能力向上を目的に，期間限定で設置
○消費生活相談員自らが店内を巡回して声掛けを行い，相談ニーズを掘り起こし

1．消費者教育への関心の輪を広げる（2）


## 2．消費者教育を自ら企画•実施する（1）

## 都道府県

## 京都府

【地域での取組】
○特殊詐欺等被害撲滅キャンペーン
（市民センターでの啓発，落語イベント等）
○市町村主催の消費者教育イベントでの啓発資料配布

## ※島根県

OSNSによる啓発活動
－ツイッターに県消費者センターマスコット キャラクター「だまされないゾウくん」の公式 アカウントを開設し，悪質商法被害や製品事故などの最新情報を速報するととともに，消費者問題に関するミニエッセイを交え，読者自身に感じ考えさせる教育効果を発揮

## ※沖綶県

【消費者教育教材の作成】
○消費者センター沖縄が編集•執筆，国立大学法人琉球大学教育学部教授の監修による高校生用副教材『社会をつなぐあなたの消費』を作成

## ※青森県

【自主学習】
○消費者が，多様化する消費生活に主体的，合理的に対応し，行動するために必要な知識を継続的に学習することを目的として「消費生活大学講座」を開催

## 政令指定都市

## 愛知県名古屋市

【くらしの情報プラザ（消費生活センター）】
○くらしのゼミナール
－小学生と保護者，中高生，学生，教員，高齢者とその家族•支援者，障害者とそ の家族•支援者など，受講者に応じた消費者向け講座をオーダーメイドで実施

## ○教員向け教材の貸出

## ○消費者問題教員セミナー

## 【啓発講座等】

○消費生活講座，消費者実習講座，消費者問題教育セミナー
※宮城県仙台市

## 【消費者教育教材の配布】

○消費者教育に関心のある市民，学生，教職員による教材制作プロジェクトチームを発足 －ボードゲーム，リーフレット，DVD，副読本を作成し，市内全ての小•中学校と特別支援学校及び児童館等に配布したほか，消費生活センターで貸出

## ※静岡県静岡市

【消費者教育副教材の作成】
○大学教授，司法書士，市立中学校の家庭科教職員，消費生活センター相談員の6名の委員から成る「静岡市消費者教育副教材作成委員会」の立上げ
－中学校の家庭科の授業で消費者教育のた めに使用する副教材を作成

## 市区町村（5万人以上）

※神奈川県大和市（人口 22.8 万人）
○「どこでも講座」実施
－市の生涯学習センターが調整役となり，メ ニュー方式（消費生活のみならず地域安全，認知症サポーター講座など）での市職員に
よる講座を実施

> ※沖縄県那覇市 (人口 31.5 万人)
> ○「目指せ! かしこい母ちゃん講座」開催
> -妊婦, 乳幼児の親向けに託児サービスを付加した金銭教育に関する講座を実施

## ※福島県郡山市（人口 33.8 万人） <br> ○消費生活センター職員や外部講師による出前講座での啓発（移動消費生活センター）

## ※東京都八王子市（人口 58.0 万人）

【地域での取組】
○障がい者に対応した啓発資料
－広報担当者と障害者福祉課が連携。地方消費者行政活性化基金を活用して，点字 の啓発冊子や啓発冊子を音声化した啓発 CDを作成し配布


## 市区町村（5万人未満）

埼玉県三芳町（人口 3.8 万人）
【消費生活啓発用チラシ・冊子の配布】
○「くらしの豆知識」
○—般，小学生，中学生対象リーフレット・チ ラシ

## 埼玉県三芳町（人口 3.8 万人）

## 【啓発講座】

○高齢者対象「落語で学ぶ消費生活講座」 （公民館で実施），小学生対象「消費生活講座」（町内小学校で実施）
※北海道士別市（人口 2.1 万人）
【消費者被害防止講座】
○士別消費者協会と消費生活相談員によっ て構成された「劇団さくら」が要望団体を訪問し市内で起きた悪質商法の手口等を寸劇にして講座を実施


2．消費者教育を自ら企画•実施する（2）



## 3．消費者教育の実施を赝き掛ける（2）





4．消費者教育の関係者をつなぐ（3）


4 消費者教育の関係者をつなぐ（4）


4．消費者教育の関係者をつなぐ（5）



5．消費者教育の担い手を育てる（2）


5．消費者教育の担い手を育てる（3）

## 都道府県

※徳島県
【成人一般】
○消費者と行政をつなぐ県認定の「くらしの サポーター」制度
○くらしのサポーターの活動支援を行う県認定の「消費生活コーディネーター」制度

## ※滋賀県 <br> 【成人一般】 <br> ○県内の大学と連携して，消費生活関連の基礎知識を学ぶ講座を実施し，受講者か ら毎年，消費生活アドバイザー試験の合格者を輩出するなど，消費生活相談に対応 できる人材を育成

## ※山形県

【成人一般】
○山形県消費生活サポーター制度 －県や各市町村の広報誌やHP等での公募と市町村からの推薦によるボランティアで構成 されるサポーターが，消費者に対しての啓発用資料の配布及び説明を始め，消費生活 に係る講座及び学習会の講師，消費者啓発 のためのイベントへの協力など多岐にわ たつて活動

## 市区町村（5万人以上） <br> 市区町村（ 5 万人未満）

※岩手県盛岡市（人口 29.8 万人）
【大学生】
○「岩手大学教育学部学生向け講座」
$-「$ 法学概論」の講義のなかで，契約と悪質
商法，金利とカード決裁の仕組みなどの講座を実施

## 【教育閏係者】

○教員免許更新時の消費生活センターによ る出前講座




5．消費者教育の担い手を育てる（4）

## 都道府県


※鳥取県
【大学•成人】
○大学において15回程度の公開講座を開催

## ※北海道

## 【学校との連携】

○地元の北海道教育大学と連携し，大学教育学部の中学•高等学校家庭科教員免許取得のための必修科目「消費生活論」 のカリキュラムの一環として，消費生活セ ンターでの簡易実験や施設•展示の見学 を受入れを行う



